

生ごみ処理機などの購入費の一部を助成します

生ごみを減らす方法として、電気式の生ごみ処理機や、畑などに設置するコンポスターの購入費用を助成しています。

CHECK

生ごみが増えると...

家庭から出る生ごみは多くの水分を含んでおり、約80%が水分と言われています。可燃性ごみの固形燃料(RDF)化には、乾燥させる必要があります。多くの燃料を要します。ごみの重量が増えると、その処理費用は高騰することになります。



生ごみ処理機（電気式）

助成額 購入費用の2分の1以内
(上限30,000円)

※購入後は助成対象になりません。購入前に市民課へお問い合わせください。

生ごみ処理容器（コンポスター）

個人負担額 2,000円(現物支給)

※コンポスターは市民課・各支所でお渡します。



コンポスターのイメージ▶

☎ 市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

いろいろな情報をお届け。

くましの インフォ メーション



犬を飼っている人は必ず確認 犬は責任を持って飼いましょう

放し飼い、ノーリードでの散歩はダメ！

犬の放し飼いは、犬の苦手な人や子どもにとっては大変な恐怖であり、危険です。放し飼いはやめましょう。

糞尿は必ず処理！

散歩中のフン放置は、多くの人が迷惑を受けます。フンの後始末は飼主のマナーです。必ず家に持ち帰り処理してください。

無駄吠えさせない！

犬の鳴き声が続くと隣近所に迷惑がかかります。無駄吠えさせないようにしましょう。

☎ 阿蘇保健所 ☎ 24-9035

市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135



LINE



阿蘇温泉病院
はじめました
ID「@644wqdey」

阿蘇温泉病院の診療日程やお知らせや
イベント情報、休診の案内など最新情報
をお届けします！



広告

『熊本のいのちの電話』相談員養成講座
事前説明会を開催します

熊本のいのちの電話では、研修を受けたボランティア相談員が、悩んでいる人々の気持ちに寄り添い、電話で相談をお受けしています。

事前説明会では、いのちの電話の活動や養成講座のことなどを詳しく説明します。

とき 3月27日(木) 午後2時～
4月 1日(火) 午後6時30分～
4月18日(金) 午後2時

ところ 熊本市民会館シアーズホーム夢ホール

※各回90分程度・申込みが必要

☎ 熊本のいのちの電話事務局
☎ 096-354-4343



詳しくはホームページ



手話奉仕員要請(研修)講座
受講生募集

聴覚障がい者の社会参加と自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う「手話奉仕員」を養成する講座受講者を募集します。

講座内容と日程

▷入門過程(20回) 4月11日(金)～8月22日(金)
▷基礎過程(25回) 入門過程履修者
9月12日(金)～令和8年3月13日(金)

※いずれも毎週金曜日、午後7時～午後9時

ところ おぐに町民センター会議室

受講料 無料(テキスト料など9千円程度必要)

申込み 直接、会場でテキスト料を添えてお申し込みください。

☎ (財) 熊本県ろう者福祉協会

☎ 096-383-5587



＼ きまり(ルール)があります /

広告物のきほんのき

その1 掲出には許可が必要です

熊本県は、郷土の美しい景観の維持や、公共空間の安全確保を目的に屋外広告物条例を制定しています。

原則として、看板などの屋外広告物の掲出には知事の許可が必要です。

その2 掲出できない場所があります

皆さんはこの標識、見たことありますか?

これは、屋外広告物禁止地域標識といいます。景観への配慮が要請される地域に設置され、原則、看板などの屋外広告物の掲出はできません。

ただし、禁止地域でも「許可を受ければ」掲出可能な広告物もあります。



その3 阿蘇地域は、看板のルールが厳しくなっています

阿蘇地域には、長年人の手により維持され続けてきた美しい草原景観があります。県内でも特に景観維持が重要視されている地域であるため、広告物掲出のルールが厳しくなっています。

その広告が阿蘇をつくる

一つ一つの広告物が、阿蘇の空間をつくれます。ルールを守った広告物の掲出をお願いします。詳細は、担当窓口へお尋ねください。

☎ 県北広域本部 阿蘇地域振興局
土木部 維持管理調整課

☎ 22-1118

土地造成を担う事業者の皆さまへ

「盛土規制法」に基づく手続きの要否を確認してください

熊 本県では、4月1日(予定)から、盛土や切土などをする場合、許可・届出が必要となる場合があります。

■ 県全域が規制区域に指定されます

規制区域は県ホームページなどで公開予定です。

※現在、規制区域(案)を公開中です。

■ 一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きなどをする場合、事前に許可・届出の手続きが必要になります

※運用開始前までに盛土などの工事が完了する場合は、手続き不要です。

土地の所有者なども注意

盛土などが行われている土地の所有者等は、その土地を安全な状態に維持する必要があります。土地の安全管理に努めてください。

※土地の所有者など…土地の所有者、管理者、占有者

☎ 熊本県 建築課
096-333-2542

☎ 阿蘇市 住環境課
22-3169

詳しくは
県ホームページ



Q

許可・届出が必要となるのはどのような行為？

A 住宅や駐車場、資材置き場などの盛土・切土の工事は、一定規模以上の場合、許可・届出が必要となります。加えて、その工事に関連する行為も許可・届出が必要となります。

許可・届出が必要となる行為

造成工事

宅地や駐車場、資材置き場などのための盛土・切土



土砂ストックヤードへの搬入

土砂を搬入し仮置く行為



土砂の採取

山から土砂を切り出す行為



残土処分場

残土処分場に搬入し土砂を処分する行為

Q

現在着手している工事の手続きは？

A 運用開始前に造成工事に着手し、運用開始以降も継続して行う盛土・切土工事や土砂の仮置きは、4月1日(予定)から4月22日(予定)までの間に、工事内容の届出が必要です。

多重債務者が増加しています
一人で悩まずに相談を

今 年度に入り、多重債務に関する相談が増加しています。生活苦による借金のほか、投資や副業に必要な資金調達のため多重債務に陥るケースもあります。一人で抱え込まず、お悩みの際は、阿蘇市生活相談センターまでご相談ください。

☎ 阿蘇市生活相談センター
22-3364

サツマイモ農家の皆さまへ
サツマイモ基腐病に注意

サ ツマイモ基腐病は、茎の変色、いもの腐敗などを引き起こす病害で、県内でも発生しています。これからサツマイモは定植時期を迎えます。病気を防ぐため、健全な種いも・苗を登録薬剤へ浸漬消毒して使用するとともに、ほ場の土壌消毒と排水対策などを徹底しましょう。万が一発生した場合は、発病株をほ場の外に出し、発生箇所に登録薬剤を散布しましょう。

☎ 病害虫防除所
096-248-6490



あそカフェ

認知症の人や家族、地域住民が気軽に集い相談や悩みを語り合う憩いの場。

とき 3月12日(水) (阿蘇保健福祉センター)
3月14日(金) (波野保健福祉センター)

*いずれも午前10時~正午

☎ 阿蘇市地域包括支援センター ☎ 32-5122



3月は自殺強化月間です いのちの電話

誰にも言えない気持ち、一人で悩まずに聴かせてください。

とき 3月10日(月) 午前8時~17日(月) 午前8時

電話番号 自殺予防いのちの電話フリーダイヤル
☎ 0120-783-556

*自殺予防フリーダイヤルは、通常は毎月10日の24時間と毎日16時~21時に実施しています。

年金出張相談 *要予約

年金請求の手続きや受給している年金などについて相談できます。

とき 3月 3日(月)・17日(月) (一の宮保健センター)
3月10日(月)・24日(月) (農村環境改善センター)

*いずれも午前10時~午後3時

☎ 熊本東年金事務所
☎ 096-367-2503



法律相談 *要予約

【民事・家事・刑事など】

とき 3月6日(木) 午後1時~午後4時

ところ 阿蘇保健福祉センター

☎ 阿蘇市地域包括支援センター
☎ 32-5122



子育て相談 *要予約

保健師・管理栄養士・臨床心理士などがお子さんの成長に合わせたアドバイスを行います。

とき 3月7日(金)・21日(金) 午前9時~午後2時

ところ 一の宮保健センター

☎ 健康増進課
☎ 22-5088



心配ごと相談

日常生活の悩み、心配ごとに関する相談。

とき 3月6日(木) (阿蘇保健福祉センター)
3月27日(木) (一の宮就業改善センター)

*いずれも午前10時~正午

☎ 阿蘇市地域包括支援センター ☎ 32-5122

1 国内唯一の眼鏡の国家資格 **阿蘇唯一の認定補聴器技能者**

メガネ・補聴器でお困りの方へ 「ご自宅・入居施設・企業様などへ」出張訪問致します

最高値更新中! 使わなくなった補聴器をフルレールアクセラレーターでリサイクル

めがね・補聴器・時計 がお求め頂けます

難聴が認知症の原因に!? 聴力は脳で聞いています。聴力と脳を守るための補聴器

高価下取り ★査定・見積り無料 ★即金で買取も致します。 ※海外製品等一部お預かりになる場合もあります。 ※身分証明書(免許証・健康保健証)をお持ちください

あそしな時計店 熊本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2 TEL 0967-22-3619 FAX 09046782995 訪問対応可 無料出張致します

熊本県公安委員会許可 第931120000255号

補聴器・使うことで聞こえがよくなります!

ご存知ですか? 難聴が認知症の原因に!?

聴力は脳で聞いています。

聴力と脳を守るための補聴器

補聴器の使用は脳の活動を活発に促します。補聴器を使用していない難聴者は、使用している難聴者と比較して、「物忘れがひどくなる」などの認知症へのリスク度が高くなると報告されています。

聴力を低下させた場合の認知症リスク

補聴器の種類	認知症のリスク
通常の補聴器	2.5%
最新の補聴器	3.5%
最新の補聴器	5.5%

※参考文献: Compared with normal hearing increased risk of dementia. Lin et al. 2011

※身分証明書(免許証・健康保健証)をお持ちください

熊本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2

TEL 0967-22-3619 FAX 09046782995

訪問対応可 無料出張致します